

遺産分割が間に合わなかった場合のデメリット

〔税額計算上のデメリット〕

- 配偶者の税額軽減の適用がない
- 小規模宅地等の課税価格計算上の特例適用を受けられない
- 農地等の相続税の納税猶予を受けられなくなる

【相続税額納付上のデメリット】

- 上記 ~ の理由により相続税額が多くなり、納付する資金を調達することが大変であり、納税が困難な場合は延納等（担保提供財産が未分割財産である場合は延納の手続きは出来ない）の煩雑な事務手続きが発生すると同時に利子税等の余分な税金が発生する
- 預金が凍結されているので引出し、利用が出来ない
- 相続財産の売却が出来ない
- 未分割財産は物納でとってこない

【その他のデメリット】

- 未分割状態での税務申告では税務調査がある可能性が高い
- 譲渡所得計算上の相続税額の取得費加算も相続税申告期限から3年経つと使えない
- 未分割での申告後、修正申告又は更正の請求の申告手続き等が必要となり、延滞税等の支払も発生する